# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
9	南九州市書	児童手当の支給に関する事務	基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

南九州市長

### 公表日

令和7年6月6日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての確認 ②児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての確認 ③各種届出の受理、その届出に係る事実についての確認 ④現況受付の確認 ⑤支払管理の確認 ⑥度児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請受付				
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、鹿児島県電子申請共同運営システム				
2. 特定個人情報ファイル:	2. 特定個人情報ファイル名				

受給者台帳情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	の項 (情報照会事務)		↑令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141の項、161 ↑令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141の項、161

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
-----	---

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

南九州市情報公開·個人情報保護担当 連絡先 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511	
--	--

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年5月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	1	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
	項目評価書 ]	<b>番占項日</b> 証価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	<b>及び</b> <b>ひ</b>	全項目評価書
されている。	心(成体)に りいくは、(れいくれい	主从投口计测量	,人位王克日叶顺音1-83V·C、	7/	〉》,从○○叶···································
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたス	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ı	]接続しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得を徹底し、記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーを取得できない場合は、申請者から同意を得たうえで住基から照会を行うようにしている。また、情報照会を行う権限は当該業務担当職員のみに付与され、事務処理手順等については担当者間で共有し、事務処理の正確性を確保している。					

9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [	〇 ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正 4) 委託先における不正な使用 5) 不正な提供・移転が行われ 6) 情報提供ネットワークシスラ	リスクへの対策 に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 に使用されるリスクへの対策 はるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) テムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 テムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 は失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている ] 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会においては、児童手当シスでおり、目的外の入手が行われるこ	ステムにおいて事務上必要な情報のみを照会・表示できる仕様となっ ことは無い。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月13日	Ⅱ -1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年11月1日	I −1−②事務の概要	審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①現況受付の確認	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①現況受付の確認 ②支払管理の確認	事後	
平成29年11月1日	I −1−③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ	児童手当システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ、鹿児島県電子申請共同運営シス テム	事後	
平成29年11月1日	Ⅰ-5-②所属長	福祉課長 山脇 勝次	福祉課長 網屋 多加幸	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	I -5-②所属長	福祉課長 網屋 多加幸	福祉課長 松清 浩一	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	I-5-②所属長	福祉課長 松清 浩一	福祉課長	事後	
平成31年4月22日	Ⅳ リスク対策		9項目の追加	事後	
令和4年4月1日	I -4-2	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 26,30,87の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 74,75の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 74,75の項	事後	番号法の改正
令和6年4月1日	I -5-①部署	福祉課	こども未来課	事後	組織再編による変更
令和6年4月1日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	福祉課長	こども未来課長	事後	組織再編による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I −1−②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①現況受付の確認 ②支払管理の確認 ③鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請受付	児童手当法に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に対して児童手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての確認 ②児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての確認 ③各種届出の受理、その届出に係る事実についての確認 ④現況受付の確認 ④現況受付の確認 ⑥恵児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請受付	事後	
令和7年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第44条	事後	番号法の改正
令和7年4月1日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 74,75の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141 の項、161の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、106の項、107の項、125の項、141 の項、161の項	事後	番号法の改正